

「令和4年版 法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」正誤表

○ 別表十五

該当箇所	正			誤		
56 頁	<p style="text-align: center;">欄</p> <p>「中小法人等の定額控除限度額 (1)と(800万円×$\frac{1}{12}$)又は (別表十五付表「5」)のうち少 ない金額)3」</p>	<p style="text-align: center;">記 載 要 領</p> <p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載しま す。 (1) 措置法第61条の4第3項に規定する通算法 人が同条第2項の規定の適用を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">((1)と ((800万円×$\frac{1}{12}$))又は(別表十五付 表「5」)のうち少ない金額)</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p style="text-align: center;">((1)と (800万円×$\frac{1}{12}$)又は(別表十五付 表「5」)のうち少ない金額)</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>次に掲げる法人の区分に 応じ、それぞれ次の金額を 記載します。 (1) 投資法人、特定目的会 社及び受託法人 0円 (2) (1)以外の法人のうち期 末の資本金の額又は出資 金の額が1億円以下であ るもの(非中小法人等を 除きます。) 「支出交際費等の額1」 の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$相当額のうち少ない 金額 ④ 「$\frac{1}{12}$」の分子の空 欄には、当期の月数</p>	<p style="text-align: center;">欄</p> <p>「中小法人等の定額控除限度額 (1)と(800万円×$\frac{1}{12}$)又は (別表十五付表「5」)のうち少 ない金額)3」</p>	<p style="text-align: center;">記 載 要 領</p> <p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載しま す。 (1) 措置法第61条の4第3項に規定する通算法 人が同条第2項の規定の適用を受ける場合</p> <p style="text-align: center;">((1)と ((800万円×$\frac{1}{12}$))又は(別表十五付 表「5」)のうち少ない金額)</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p style="text-align: center;">((1)と (800万円×$\frac{1}{12}$)又は(別表十五付表 「5」)のうち少ない金額)</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>次に掲げる法人の区分に 応じ、それぞれ次の金額を 記載します。 (1) 投資法人、特定目的会 社及び受託法人 0円 (2) (1)以外の法人のうち期 末の資本金の額又は出資 金の額が1億円以下であ るもの(非中小法人等を 除きます。) 「支出交際費等の額1」 の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$相当額のうち少ない 金額 ④ 「$\frac{1}{12}$」の分子の空 欄には、当期の月数</p>